

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決!

「意見」「感想」取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 3

h-office@js3.so-net.ne.jp

TEL 018-863-7300
FAX 018-863-7303

発行所 秋田県野田町2-61
社会保険労務士法人 堀井事務所

本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を保有します。
(C) 社会保険労務士法人 堀井事務所
編集責任者 堀井 晋

継続雇用制度

特例措置3月31日で終了

労使協定締結が義務化

65歳までの雇用義務

公的年金制度の支給年齢引上げにより、従来の定年年齢(大多数は60歳)から年金支給開始(原則65歳)までに、収入が途絶えるという事態が発生してしま...

の企業に採用されているのが、②の「継続雇用制度の導入」であり、その割合は、定年制のある事業所の80%以上となっております。その理由としては、①、③と異なり、定年後の再雇用時に賃金水準の低下を含む新たな労働条件で再雇用を行うことが可能であるという点があげられます。多くの企業が、この法改正による人件費の増加は避けられないと思われませんが、義務化により、継続雇用制度の対象となる高齢者の基準を定める事を認めています(②・II)。

原則は希望者全員だけ

法律では②の継続雇用制度は原則、希望者全員を対象としています(②・I)が、各企業の実情にも配慮し、労使協定を締結する事により、継続雇用制度の対象となる高齢者の基準を定める事を認めています(②・II)。

具体的な方法として、法律では3種類の措置が記載されており、調査による

図1 講ずべき確保措置の種類

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
 - I 希望者全員
 - II 基準を満たす者に限定(労使協定の締結が条件)
- ③ 定年の定め廃止

コンプライアンスへの道

会社を守ってくれる就業規則。何年も眠ったままになっていませんか? 就業規則の変更は労働基準監督署へ提出して初めて、その効力を発生します。法改正に対応した内容になっているか今一度自社の就業規則を見直してみましょう。

作成・変更・届出は当事務所まで

所長の一言

「就業規則」と「労使協定」

就業規則は使用者が一方的に定めるものであり、監督者に届ける際の意見書に反対意見があったとしても、意見を聞いたという義務を果たし、法令に違反する事項がなければ有効に受理されます。労使協定は労使の合意書ですから、合意がなければ締結できません。定年後の再雇用に関しては、労使協定の締結で基準を設けていた場合は希望者を拒否できないということになります。労使協定が必要なのは、このほかに、法定労働時間を超えて、あるいは法定休日に労働させるための協定、1年平均で週所定労働時間を40時間以下にする変形労働時間制の協定、税金や社会保険料以外のもので賃金から控除するための協定、賃金を銀行振込にするための協定、一定の者を育児・介護休業から除外する協定などたくさんあります。時間外協定や変形労働時間協定は、所轄労働基準監督署への届出義務もありません。

ほか、有効期限が最長1年です。労使協定は監督者の調査などでは必ず提示を求められます。一度確認してみましょう。

編集責任者の柴田君の結婚披露宴が4月29日にあり、出席させていただきました。新郎新婦の両親の年齢が気になる年になってきました。おめでどういいます。(所長 堀井 潤)

4月1日以降は法令違反

法令違反となった場合、金銭的な罰則はありませんが、厚生労働大臣の指導及び助言、それでも改善しない場合は勧告を受ける可能性があります。自社の高齢者雇用確保措置が図1の「継続雇用制度」に準ずるものかを確認し、②・IIの特例を採用している場合には、早急に労使協定を締結してください。また、基準を労使協定

雑学コーナー

この法律でいう「高齢者」とは「何歳から?」

高齢者雇用促進法で定める「高齢者」とは

で定めた場合、就業規則の必要記載事項である「退職に関する事項」に該当します。この法律では、「55歳以上」を「高齢者」と定めています。高年齢者とは、この法律では「45歳以上」と定義されています。高年齢者とは、この法律では「45歳以上」が中高年齢者、「55歳以上」が高年齢者、65歳以上が超高年齢者、と定義されています。日常の感覚と一致しないものが多数存在します。ささいな疑問でもかまいませんので、連絡をお待ちしております。

☆お願い☆

紙「労働保険料申告書」は、毎年4月15日までに、各事業所へ郵送されます。届きましたら、郵送でお知らせいたします。また、紙「労働保険料申告書」は、毎年4月15日までに、各事業所へ郵送されます。届きましたら、郵送でお知らせいたします。